

# 清須市国民健康保険税の軽減特例措置の延長等案について

(改正予定)

## 概要

国保世帯が後期高齢者医療の被保険者と国保の被保険者に分かれる特定世帯になった場合、5年間に限って、同世帯に属する国保の被保険者の保険税が従前の時と同程度となるよう講じている措置について、延長等の見直しを行う。

※特定世帯:同じ世帯に国民健康保険制度から後期高齢者医療制度に移行した者の属する世帯

○施行期日…平成25年4月1日

○改正内容…地方税法等の改正に伴う、国民健康保険税条例の一部改正予定

## ① 保険税軽減制度に係る特例の恒久化

### 内容

軽減を受けている世帯の被保険者が、後期高齢者医療制度に移行することで、従来受けていた軽減が受けられなくなる場合が生じるため、後期高齢者医療へ移行した被保険者も含めて保険税の軽減を判定することで、これまでと同じ軽減を受けることができるよう恒久措置とし負担を緩和するもの。

#### 【現行制度】

##### ◎ 特定同一世帯所属者

国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行された方で、移行後も同じ世帯に属して5年間が経過するまでの方

#### 【改正後】

##### ◎ 特定同一世帯所属者

恒久措置とする。

【平成24年度まで5年間の時限措置】 → 【平成25年度から恒久化】

## <参考>

### ※国民健康保険税軽減基準表

・軽減基準額以下の場合、均等割・世帯割の金額から一定割合を軽減します。

区分	基準額
7割軽減	前年の合計所得が、33万円以下の世帯
5割軽減	前年の合計所得が、 330,000円 + (245,000円 × 世帯主以外の被保険者及び特定同一世帯所属者の人数) 以下の世帯
2割軽減	前年の合計所得が、 330,000円 + (350,000円 × 被保険者及び特定同一世帯所属者の人数) 以下の世帯

## ② 保険税世帯割に係る配慮

### 内容

国保から後期高齢者医療制度へ移行したことにより、国保の被保険者が単身となる世帯に係る保険税の負担緩和のため、世帯割額を1/2にする措置について、軽減割合を1/4に縮小して、さらに3年間延長するもの。

#### 【現行制度】

世帯割額を1/2(5年間)軽減

#### 【改正後】

世帯割額を1/2(5年間)軽減  
+  
世帯割額を半分(1/4軽減)にして、さらに**3年間延長**

【平成24年度まで 移行から5年間 → 平成25年度から 移行から8年間】

### <参考>

